

平成 20 年 2 月 21 日

法務室

各 位

国税訴訟控訴審勝訴判決のお知らせ

平成 19 年 3 月 2 日付「国税訴訟勝訴判決のお知らせ」のとおり、当社は平成 10 年度の税務更正処分に対する東京国税不服審判所の裁決を不服として、東京地方裁判所に対して法人税更正処分取消訴訟を提起しましたが、同裁判所は当社の主張をほぼ全面的に認め、平成 19 年 2 月 23 日、当該更正処分を取り消す旨の判決を下しました。

その後、国は、同判決を不服として、平成 19 年 3 月 9 日、東京高等裁判所に対し、控訴を提起しておりましたが、平成 20 年 2 月 20 日、東京高等裁判所において国側の控訴を棄却する旨の判決が下されましたので、お知らせ致します。

以上